別添１

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
審査実施規程

第１　審査委員会

１　審査委員会の設置

本事業の企画提案書の審査及び選定のため、消費・安全局において、「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　審査体制

審査委員会は、次の条件を満たす者のうち消費・安全局長が審査を依頼する外部専門家及び担当官を委員とする。

①　公募に係る企画提案書を審査するための十分な能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。

②　その氏名、所属及び研究論文等の実績並びにその者が行う審査結果の公表について、あらかじめ同意している者であること。

３　審査委員会の委員の任務等

（１）審査委員会の委員は、消費・安全局長が依頼した試験研究課題について、提案のあった企画提案書を審査するものとする。ただし、審査に当たっては、公正で透明な審査を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするとともに、やむを得ず利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にした上で、消費・安全局長の了承を得るものとする。

（２）利害関係者の範囲は、次に定めるとおりとする。

ア　当該試験研究課題の企画提案書の中で課題担当者となっている場合

イ　当該試験研究課題の課題担当者と、同一の民間企業、大学、独立行政法人等の研究機関において同一の部署、学科、研究所等に所属する、又は以前所属しており、異動若しくは離職から２年を経過していない場合

ウ　当該試験研究課題の課題担当者と親族関係にある場合

エ　当該試験研究課題の課題担当者と直接的な競争関係にある場合

オ　当該試験研究課題の課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合

カ　当該試験研究課題の課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合

キ　その他消費・安全局長が公正な判断を行うに当たって適当ではないと判断した場合

（３）審査委員会の委員は、試験研究課題の審査により知り得た情報について、消費・

安全局長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

４　意見の聴取等

審査委員会は、審査に必要な意見を聴取する、又は試験研究課題の説明を受けるため、農林水産省関係部局の職員又は試験研究課題に係る企画提案書の提案者の参加を求めることができるものとする。

５　庶務

審査委員会に関する庶務は、食品安全科学室が行う。

第２　審査の規準等

１　審査の規準

審査の規準は別表のとおりとする。

２　企画提案書の審査及び選定

（１）審査委員会は、審査の規準に基づいて審査を行い、企画提案書を選定する。また、必要に応じて試験研究実施に当たっての留意事項を付すことができる。

（２）審査委員会が企画提案書を選定したときは、（１）の審査の結果を食品安全科学室から消費・安全局長及び農林水産技術会議事務局長に報告する。

（３）審査の公平を確保するため、審査委員会での検討経緯の概要は、記録に残すものとする。ただし、審査の過程及びその記録は非公開とする。

（４）（１）により留意事項が付された場合において、留意事項の全部又は一部が実行できないと消費・安全局長が判断したときは、選定された企画提案書の提案者を委託予定先としないことができる。

（５）企画提案書の選定後、留意事項の全部又は一部が実行できないことが明らかになった場合等、委託予定先との契約締結が不可能になった場合、消費・安全局長は、当初の委託予定先以外の提案者から、委託予定先を改めて選定する。

第３　審査結果の通知及び公表

消費・安全局長は、第２の２（２）の報告を受けたときは、当該報告の内容を確認の上、審査結果を企画提案書の提案者に通知し、委託予定先を農林水産省ホームページで公表する。

なお、審査結果を委託予定先に通知する際には、必要に応じて、試験研究実施に当たっての留意事項を付すことができる。

別　表

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
審査規準

審査委員会は、審査を担当する試験研究課題に対して応募があった各企画提案書の内容に対して、下表の審査項目ごとにそれぞれの審査規準に基づき評価を行い、ワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組む企業や女性が経営に参画している企業を適切に評価する規準等（以下「加算規準」という。）に基づく加算点を加え、採点する。なお、加算規準は、食品安全科学室が別に定めるものとし、公募の時点で農林水産省ホームページにおいて公表する。

評価の結果に基づく企画提案書の選定の手順は以下のとおりとする。

① 審査項目ⅠからⅣまでのいずれかにＤ評価があった企画提案書、又は総得点が審査点の満点の５０％を超えない企画提案書については、審査委員会での協議により不採択とすることができる。

② 過半数の審査委員が１位とした企画提案書を選定する。

③ ②により企画提案書が選定されない場合は、総得点が最も多い企画提案書を選定する。

④ ③により企画提案書が選定されない場合は、Ａ評価が最も多い企画提案書を選定する。

⑤ ④により企画提案書が選定されない場合は、審査委員会での協議により企画提案書を選定する。

審査項目	審査規準（配点）	
Ⅰ　趣旨理解	提案内容が公募課題の趣旨（背景、研究の必要性等）に沿ったものとなっているか。	Ａ：趣旨に沿っている。（13 点） Ｂ：一部趣旨に沿っていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がない、または、軽微な一部修正により趣旨に沿うことが見込まれる。（10 点） Ｃ：趣旨に沿っていない箇所が多数見受けられ大幅な修正が必要である、または、一部であっても重要な点について趣旨に沿っておらず修正が必要である。（6 点） Ｄ：ほとんど趣旨に沿っていない。（0 点）

Ⅱ　提案内容	１．提案された研究の工程（小課題・実行課題の設定、年次計画等）が公募課題の研究内容に照らし十分な内容となっているか。	Ａ：十分な内容となっている。（13 点） Ｂ：軽微な一部修正により、十分な内容となることが見込まれる。（10 点） Ｃ：公募課題の研究内容の実施のため、大幅な修正が必要である。（6 点） Ｄ：提案された研究の工程では、公募課題の研究内容の実施がほとんど見込まれない。（0 点）
	２．提案された研究の工程に実現可能性があるか。	Ａ：十分実現可能性が高い。（13 点） Ｂ：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。（10 点） Ｃ：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。（6 点） Ｄ：実現可能性が低い。（0 点）
	３．提案された研究の工程が公募課題の研究成果の行政施策・措置への活用に向けて妥当な内容となっているか。	Ａ：妥当な内容となっている。（13 点） Ｂ：軽微な一部修正により、妥当な内容となることが見込まれる。（10 点） Ｃ：妥当な内容とするため、大幅な修正が必要である。（6 点） Ｄ：提案された研究の工程では、行政施策・措置の検討への活用に向けた道筋が不明である。（0 点）
Ⅲ　成果利用	１．行政施策・措置の検討、決定に活用可能な成果が期待されるか。	Ａ：十分期待できる（8 点） Ｂ：概ね期待できる（6 点） Ｃ：やや期待できない（4 点）

<table>
<tr><td></td><td></td><td>Ｄ：期待できない（0 点）</td></tr>
<tr><td></td><td>２．合理性（費用、時間、運用面等）の観点から、研究成果が行政施策・措置に活用されることが期待されるか。</td><td>Ａ：十分期待できる（8 点）
Ｂ：概ね期待できる（6 点）
Ｃ：やや期待できない（4 点）
Ｄ：期待できない（0 点）</td></tr>
<tr><td>Ⅳ　実施体制</td><td colspan="2">１．研究を遂行する上で適切な実施体制であるか。
<table><tr><td>（１）成果を得るために十分な技術能力を有する人員が確保されているか。</td><td>Ａ：確保されている（4 点）
Ｂ：概ね確保されている（3 点）
Ｃ：やや不十分である（2 点）
Ｄ：適切でない（0 点）</td></tr><tr><td>（２）各小課題・実行課題に配置される研究担当者の人数やエフォートは、成果を得るために十分なものとなっているか。</td><td>Ａ：十分である（4 点）
Ｂ：概ね十分である（3 点）
Ｃ：やや不十分である（2 点）
Ｄ：適切でない（0 点）</td></tr><tr><td>（３）データマネジメントを適切に行うなど、研究の遂行に当たり十分な管理体制となっているか。</td><td>Ａ：十分である（4 点）
Ｂ：概ね十分である（3 点）
Ｃ：やや不十分である（2 点）
Ｄ：適切でない（0 点）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>２．成果を得るために必要な機器、施設が整備されているか。</td><td>Ａ：整備されている（7 点）
Ｂ：概ね整備されている（5 点）
Ｃ：やや不十分である（3 点）
Ｄ：適切でない（0 点）</td></tr>
<tr><td></td><td>３．提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。（人件費が過大でないか、不要な機器の購入の計画がないか等）</td><td>Ａ：十分効率的であり、かつ、十分な研究の遂行が見込める配分と認められる。（7 点）
Ｂ：一部に非効率的な配分が認められるものの、研究の遂行に</td></tr>
</table>

		は支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。（5 点） Ｃ：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。（3 点） Ｄ：予算配分が明らかに非効率である。（0 点）
	４. ・契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有しているか。 ・農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制を有しているか。 ・契約締結後に、農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を有しているか。 ・契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか。 ・契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、業績等を有しているか。 ・他の手持ち業務等との関係において、契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあるか。	Ａ：情報保護を保障するための履行体制が十分にとれている。（5 点） Ｂ：若干不十分な点が認められるものの、情報保護には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。（3 点） Ｃ：いずれか又は全てに問題があり、情報管理体制等の大幅な見直しが必要と考えられる。（1 点） Ｄ：いずれか又は全てに大きな問題があり、情報管理体制の見直し等では対応が困難であると考えられる。（0 点）